

被扶養配偶者人間ドックのご案内

対象者	令和6年4月1日現在、次の①～③全てを満たす者。 ① <u>35歳以上</u> であること。 ② 公立学校共済組合の被扶養者として認定を受けてから6月以上経過していること。 ③ 前年度に当支部の被扶養配偶者人間ドックを受診していないこと。	
健診機関及び定員	別紙「健診機関一覧表」のとおり ※受診決定後、決定した健診機関を変更することはできません。	
実施期間	6月上旬～下旬	
受診日	・ 共済組合が決定し、通知します。 ・ 受診日の都合がつかない場合には、申込者自身で健診機関と調整の上、受診日の変更（原則6月中）が可能です。ただし、 <u>健診機関によっては日程変更が困難な場合があります。</u>	
自己負担額	25,000円（税込） （全額自己負担で受診した場合は、約39,000円） ※受診者の都合で受診しない項目があった場合や、コロナ禍に起因して受診内容に変更があった場合も、原則、自己負担額は変わりません。	
ドックの内容	日程	1日外来ドック：午前8時～午後2時頃（※健診機関により異なります。）
	基本項目	受診者共通：各健診機関が設定する基本項目 （検査内容は健診機関のホームページでご確認ください。）
	オプション検査	【PSA（前立腺がん）検査】 費用の半額を助成（残りの半額は窓口支払い）＜対象＞男性で50歳以上の者 <hr/> <u>その他のオプション検査は全額自己負担となります。</u> オプションのお申込みは受診決定通知が届いてから決定した健診機関へご予約ください。 オプションの内容は健診機関のホームページでご確認ください。
申込方法	希望者が直接「被扶養配偶者人間ドック申込書」を郵送又はFAXで共済組合に提出してください。 ＜提出先＞ <ul style="list-style-type: none"> ・ 郵送：〒690-8502 松江市殿町1番地 公立学校共済組合島根支部 保健担当 ・ FAX：0852-31-9631 	
申込締切日	令和6年5月7日（火）必着	
受診者の決定	・ 決定者には、5月20日付けで組合員の所属する所属所を經由し通知をします。 ・ 申込多数の場合は、過去の受診歴を考慮の上、選考します。	
注意事項	① 人間ドック受診日までに被扶養者でなくなった場合や、遡って認定が取り消された場合には、全額自己負担での受診となります。 ② 人間ドックを受診された全ての方について、特定健康診査に関する検査項目を含む人間ドックの全検査項目の結果（健診機関によっては自己負担で受診したオプション検査も含む）を当共済組合でも受領します。 ※「 <u>人間ドック健診結果の提供に関する同意</u> 」がなければ申込みできません。（裏面参照） ③ ドックの結果、健診機関から特定保健指導を同日実施する旨を伝えられた方は、特定保健指導（1人当たり20～30分の面接指導・無料）を受けてください。	
問い合わせ	TEL：0852-22-6615 公立学校共済組合島根支部 保健担当	

人間ドック健診結果の提供に関する同意について

公立学校共済組合島根支部の実施する人間ドック受診については、以下の事項についてご本人の同意が必要となります。同意いただけない場合は、お申込みいただけません。

医療保険者（当共済組合等）は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、40歳から75歳までの組合員及び被扶養者を対象とした特定健康診査・特定保健指導の実施が義務付けられています。

共済組合の人間ドックの検査項目には、特定健康診査の検査項目が全て含まれているため、人間ドックの受診を特定健康診査の実施に代えて行っています。

この特定健康診査に係る健診結果については、法に基づき共済組合が取得することができますが、これらの定められた検査項目を超える健診結果については、「個人情報の保護に関する法律」における要配慮個人情報として本人の同意が必要となります。

また、共済組合では、人間ドックの健診結果などをもとに組合員及び被扶養者の皆様の健康増進を図るため、特定の個人が識別されることがない方法で統計・分析を実施する場合に限り使用します。

なお、共済組合が取得した健診結果にかかる個人情報については、個人情報の保護に関する法律等その他法令に基づき、適切な管理を行います。

- 1 健診機関から共済組合が健診結果の提供を受けること
- 2 共済組合において特定の個人が識別されることがない方法で統計・分析に使用すること

お問い合わせ先 TEL：0852-22-6615
公立学校共済組合島根支部 保健担当